

## 第2章 身体障害者福祉法第15条第1項の指定医について

### I 医師の指定基準

身体障害者福祉法第15条第1項の医師の指定に関する審査基準(内規)

千葉県社会福祉審議会  
身体障害者福祉専門分科会  
平成4年4月1日 制定

(趣旨)

- 1 千葉県社会福祉審議会が身体障害者福祉法第15条第2項の規定により、千葉市長に対し意見を述べようとするときは、この基準の定めるところにしたがって行うものとする。

(経験年数等の条件)

- 2 医師の経験年数及び条件は、次のとおりとする。
  - (1) 病院又は診療所において、3に掲げる各障害の医療に関係のある診療科において診療に従事し原則として5年以上の臨床経験を有する者
  - (2) 身体障害者の福祉に理解を有する者

(診療科名)

- 3 各障害に相当する診療科名は原則として次のとおりとする。

障害区分	関係のある診療科名
視覚障害	眼科、小児眼科、脳神経外科、神経内科 注)眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
聴覚障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科 注)耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。
平衡機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
音声・言語機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、気管食道外科、神経内科、リハビリテーション科、形成外科、脳神経外科、内科
そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、気管食道外科、神経内科、リハビリテーション科、形成外科
肢体不自由	整形外科、外科、内科、小児科、神経科、呼吸器科、理学療法科、放射線科、神経内科、脳神経外科、小児外科、呼吸器外科、リウマチ科、形成外科、リハビリテーション科
心臓機能障害	内科、小児科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、小児外科、心臓外科、胸部外科、リハビリテーション科
じん臓機能障害	内科、小児科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、小児外科、移植外科、泌尿器科、小児泌尿器科、麻酔科

障害区分	関係のある診療科名
呼吸器機能障害	内科、小児科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、小児外科、気管食道外科、胸部外科、リハビリテーション科
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科、小児泌尿器科、外科、小児科、小児外科、内科、神経内科、産婦人科(婦人科)、消化器内科、消化器外科
小腸機能障害	内科、消化器内科、胃腸内科、消化器外科、腹部外科、小児科、外科、小児外科
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	内科、小児科、呼吸器内科、血液内科、感染症内科、産婦人科、外科 注)エイズ拠点病院での従事経験のあることが望ましい。
肝臓機能障害	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

(指定科目)

4 多数の診療科を標ぼうする医師については、その科目中最も専門とする診療科に係る3障害区分の範囲内で決定する。ただし、次に掲げる診療科を標ぼうする場合は、次のとおりとする。

(1) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を含む場合は、4障害区分の範囲内で決定する。

(2) 聴覚障害及び平衡機能障害を合わせて診療する場合は、1障害区分とみなす。

(3) 音声・言語機能障害及びそしゃく機能障害を合わせて診療する場合は、1障害区分とみなす。

(4) 肝臓機能障害を診療する場合で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を含む場合は、5障害区分の範囲内で決定し、その他の場合は、4障害区分の範囲内で決定する。

その他、障害区分の指定に関しては、審議会において決定する。

5 3に掲げる診療科名以外の診療科名を標ぼうする医師の診断する障害区分については、履歴等を考慮して決定する。

附 則

この内規は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成13年9月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成22年8月3日から適用する。